

## 「五証合一・統一コード記載」登記制度改革の推進加速に関する通知

アジア調査部中国室研究員  
劉家敏  
03-3591-1384  
jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

### 【要点】

- 中国国務院弁公庁は、2016年7月5日に「『五証合一・統一コード記載』登記制度改革の推進加速に関する通知」（中国語名「关于加快推进“五证合一、一照一码”登记制度改革的通知」、以下「通知」）を発表した。
- 中国では、従来、企業が設立登記（あるいは登記情報変更）時に、工商行政管理部門、品質技術監督部門、税務部門からそれぞれ「営業許可証」「組織機構コード証」「税務登記証」（「三証」）の発給を受ける必要があったが、2015年6月発表の「『三証合一』登記制度改革の推進加速に関する意見」により、2015年末を目処に工商行政管理部門に申請するだけで上記「三証」が集約された統一社会信用コード記載の「営業許可証」が発給される登記制度（「三証合一」登記制度）に移行された。更なる効率化を目的に2016年10月1日から「社会保険登記証」「統計登記証」をも集約させた「五証合一」登記制度に移行させるために発表されたのが、この「通知」である。
- 「通知」では、新たな登記制度に移行するための主要任務が示された。具体的には、①ワンストップメカニズムの確立（企業が登記する際、「1つの申請表」に記入し、「1つの窓口」に「1式の書類」を提出すれば、統一社会信用コード記載の「営業許可証」が発給されるという制度の全面的実施等）、②関係官庁間での登記情報の相互共有・相互認証の推進（統一的な情報基準と情報送信方案の制定、関連分野における情報システム・情報共有プラットフォームの改造・高度化等）、③登記方式の効率的な切り替え・連携（「三証合一」登記制度下での「営業許可証」を取得した企業の移行手続きの簡素化等）、④「五証合一」登記制度下での「営業許可証」の汎用性向上（手続きの際、統一社会信用コード記載の「営業許可証」以外の身分証明書類の提出を企業に要求することを禁止等）、⑤地方工商行政管理部門の窓口での事務処理能力の強化（制度移行に関わる法規・技術基準・事務手続き・文書規範等を内容とした研修の実施等）、である。
- 「通知」では、新たな登記制度への移行を加速するために、関係官庁や政府部門の組織力、督促・監査力、政策の説明・宣伝力の強化も保障措施として挙げられた。

## 【構成(概要)】

「『五証合一・統一コード記載』登記制度改革の推進加速に関する通知」

(国弁発[2016]53号)

成立日：2016年6月30日、発表日：2016年7月5日

1. 全体方針：起業と企業の発展を円滑にする行政サービスの提供、創業・参入に係る制度に起因する負担の軽減、ビジネス環境の最適化、企業の活性化、創業・革新の促進等を通じて雇用の創出と経済・社会の持続的かつ健全な発展を促進するとの全体方針の下、標準化・規範化・統一化、情報の相互共有・相互認証、行政手続きの簡素化・最適化、行政サービスの効率化と利便性向上を指導原則とし、2016年10月1日から「五証合一・統一コード記載」登記制度を正式に実施する。
2. 主要任務：①ワンストップ（中国語では「一站式」）メカニズムの確立（企業が登記する際、「1つの申請表」に記入し、「1つの窓口」に「1式書類」を提出すれば、統一社会信用コード記載の「営業許可証」が発給されるという制度の全面的実施、「五証合一」登記制度下での「営業許可証」の申請・受理・審査・認可・発給・公示という全過程の登記管理システムの電子化推進等）、②関係官庁間での登記情報の相互共有・相互認証の推進（統一的な情報基準と情報送信方案の制定、関連分野における情報システム・情報共有プラットフォームの改造・高度化等）、③登記方式の効率的な切り替え・連携（「三証合一」登記制度下で「営業許可証」を取得した企業は「五証合一」登記制度に移行する際、新たな申請は不要、現登記簿の期限満了時・登記事項変更時等に統一社会信用コード記載の「営業許可証」に切り替え可等）、④「五証合一」登記制度下で発給された「営業許可証」の汎用性向上（手続きの際、統一社会信用コード記載の「営業許可証」以外の身分証明書類の提出を企業に要求することを禁止、「営業許可証」の電子化促進等）、⑤地方工商行政管理部门の窓口での事務処理能力の強化（「五証合一」登記制度への移行に関わる法規・技術基準・事務手続き・文書規範・情報送信等を内容とした研修の実施、制度移行に必要な人材の育成強化、登記関連行政サービス窓口担当者の評価体系の整備等）。
3. 保障措施：①組織力の強化（関係官庁の改革推進力の強化、「三証合一」登記制度への移行過程で生じた諸問題の解決、関連法規の改正等）、②政府部門の督促・監査力の強化（国務院による特別調査チームの派遣、成功事例の奨励や問責の実施等）、③政策の説明・宣伝力の強化（関係官庁による政策説明の強化、成功事例の普及推進、改革の難点・問題点に対する回答や対応、改革に有利な世論の形成促進、制度の移行過程で生じた諸問題の国務院への即時報告等）。

\* 中国語全文は、[http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-07/05/content\\_5088351.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-07/05/content_5088351.htm)

から入手可能（2016年8月30日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。